

南陽市の公共建築物等における 木材の利用促進に関する基本方針



山形県南陽市

平成23年10月

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	1
1 公共建築物における木材の利用促進の意義	
(1) 南陽産木材・置賜産木材・県産木材利用促進の意義	
(2) 公共建築物における木材の利用の促進の効果	
2 公共建築物における木材の利用促進における基本的な考え方	1
(1) 市の役割	
(2) 関係者の役割分担と相互の連携	
(3) 南陽産木材・置賜産木材・県産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立	
(4) 市民理解の醸成	
3 木材の利用を促進すべき公共建築物	2
(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物	
(2) 市以外の者が整備する(1)に準じる建築物	
4 公共建築物等における南陽産木材・置賜産木材・県産木材の利用の促進のための施策の具体的方向	3
(1) 南陽産木材・置賜産木材・県産木材の利用の推進	
(2) 多用な木材の利用の促進	
5 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲	3
第3 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標	4
1 木造化	
2 内装等の木質化	
3 その他の木材利用	
第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的な事項	4
1 木材の供給に携わる者の責務	
2 公共建築物等の整備の用に供する木材の生産に関する技術の開発等に関する事項	
第5 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項	5
1 公共建築物等の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項	
2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項	
○ この方針における用語の解説	6

南陽市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

第1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」が施行され、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）及びやまとがたの公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（平成23年3月。以下「県基本方針」という。）が公表された。こうした状況の中で、市は、公共建築物等における南陽産木材※1・置賜産木材※2・県産木材※3（以下「地域材」という。）の利用に努め、木材の需要拡大を図るため効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められている。

このため、この方針は、法第9条第1項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項について、市の公共建築物の整備及び公共土木工事等における地域材の利用促進のため必要な事項を定めるものである。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材の利用促進の意義

（1）南陽産木材・置賜産木材・県産木材利用促進の意義

木材の利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものである。

また、木材は調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、健康的で温もりのある快適な生活空間を形成するとともに、再生産可能な省エネルギー素材として、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

（2）公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物の木造化※4や木質化※5を積極的に推進することは、多くの市民に木と触れ合い、木の良さを実感する機会を提供し、木材の特性やその利用の促進を図る意義について、市民の理解を効果的に深めることができる。

また、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材利用の促進、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料、木質チップ・ペレットなどのバイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物における木材の利用促進における基本的な考え方

（1）市の役割

市は、自ら率先して公共建築物及び公共建築物以外の建築物等に地域材を利用するにより木材利用の効果的な促進に努めるものとする。

また、市は、この方針に対する市民の理解が深まるように努めるとともに、方針に基づく地域材の利用促進に向け、県と連携を図りながら木材調達などの情報提供に協力し、積極的に木材利用に取り組みやすい体制整備づくりに努める。

(2) 関係者の役割分担と相互の連携

市以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者、森林所有者が組織する団体（森林組合等）その他の関係者は、この方針を踏まえ市が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

公共建築物を整備する者は、木材の利用の意義等について理解を深め、その整備する公共建築物において積極的に地域材の利用に努めるものとする。

林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した高品質で安価な木材の供給、その品質、価格等に関する正確な情報の提供及び地域材の具体的な利用方法の提案に努めるものとする。

また、やまがた県産木材利用センター^{*6}が認証する生産流通履歴が明確な県産木材「やまがたの木」^{*7}や認証合板「やまがた県産材合板」^{*8}の利用拡大に努めるものとする。

(3) 南陽産木材・置賜産木材・県産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、伐採及び伐採後の適切な森林施業の確保並びに間伐材、合法性等の証明された地域材【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第6条第2項第2号に規定する特定調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たす物品及び「山形県環境物品等調達基本方針（平成14年3月14日施行）」に基づき毎年度定める「特定調達物品等調達方針（以下「調達方針」という。）」の特定調達品目に該当するものについては、その判断基準を満たす物品等】等の円滑な供給の確保を図るものとする。

公共建築物を整備する者は、公共建築物等において木材を利用するに当たっては、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境物品及び調達方針に示された判断基準を満たすものを選択するよう努めるものとする。

(4) 市民理解の醸成

市は、市民の地域材の利用促進に向けた自発的な努力を促していくため、公共建築物における地域材の利用促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

3 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、次の各号に掲げる

建築物とする。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、球技場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、文化施設（市民文化会館等）、市営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎

(2) 市以外の者が整備する(1)に準じる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（地区公民館等）、家畜等農業関係施設の建築物

4 公共建築物等における南陽産木材・置賜産木材・県産木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

特に5の積極的な木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進するものとする。

(1) 南陽産木材・置賜産木材・県産木材の利用の推進

市が行う公共建築物等の整備において使用する木材は、法令の規定等により地域材の使用を指定できない場合、地域材の供給が困難である場合、その他の理由により地域材の使用が適当でない場合を除き、原則として地域材とする。

なお、地域材の使用に当たっては、県産材「やまがたの木」や「やまがた県産材合板」を積極的に使用するものとする。

(2) 多用な木材の利用の促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品、消耗品、公共土木工事資材について、木材をその原料として使用したものの利用の促進を図る。

5 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となり、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために、極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の

面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、3の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物は、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館等の文化財を収蔵若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されたものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

なお、建築基準法等において、耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 木造化

市は、その整備する公共建築物のうち、第2の5の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

2 内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、高層・低層の別や面積の大小に関わらず、その用途や利用者の状況に応じ、外観上又は機能性の観点から適当と認められる部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

3 その他の木材利用

市は、木材を原料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木工事用資材についても地域材の利用を促進する。

また、暖房器具やボイラーを設置、又は更新する場合は、木質バイオマスを燃料とする器機等の導入及び地域材を原料とした燃料の調達に努めるものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的な事項

1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物における木材の利用の促進を図るために、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公

共建築物における利用に適した木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

そのため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、森林組合、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、市は、これら木材の供給に携わる関係者の取組みを促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度については、国・県と連携しながら運用をはじめとする必要な施策を推進するものとする。

2 公共建築物等の整備の用に供する木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

市は、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者と連携し、強度や耐火性に優れた品質・性能の高い木質部材の研究・開発や木材を利用した建築工法等に関する技術の普及に取り組むものとする。

第5 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

1 公共建築物等の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項

公共建築物を整備しようとする主管課は、企画・立案する際に、地域材使用事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報を総合的に勘案しながら、木造化及び木質化を図るための具体的な計画について、詳細な検討を行うものとする。この場合、公共建築物の整備に関する分野の施策との連携は、広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく地域森林計画及び南陽市森林整備計画に即した森林の適正な整備の推進等にも留意する必要がある。

なお、冷暖房機器やボイラーを設置又は更新しようとする主管課は、企画・立案する際に、木質バイオマスを燃料とする器機の導入も積極的に検討するものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設コスト、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減も考慮し、地域材の利用に努めるものとする。

附則

この基本方針は、平成23年10月1日から施行する。

○ この方針における用語の解説

※1 南陽産木材

南陽市内の森林で生産された木材（市外で加工されたものを含む。）をいう。

※2 置賜産木材

置賜地域の森林で生産された木材（域外で加工されたものを含む。）をいう。

※3 県産木材

山形県内の森林で生産された木材（県外で加工されたものを含む。）をいう。

※4 木造化

建築物における構造上重要な部分（柱、梁、桁等）を木材主体で建築することをいう。

※5 木質化

建築物の構造上重要な部分以外の内装材、外装材、外構材等に木材を使用することをいう。

※6 やまがた県産木材利用センター

県産木材のワンストップ窓口とし、木材需要のマッチングや共同出荷のコーディネート等を行う目的で平成21年1月に設立された。また、県産木材「やまがたの木」や「やまがた県産材合板」の認証を行う。

※7 県産木材「やまがたの木」

県内の森林から伐採された原木を県内で製材・加工した製品又は県内で伐採された原木をやまがた県産木材利用センターが認定する製材業者が製材するなど生産流通履歴が明確なものをいう。

※8 やまがた県産材合板

山形県産木材を100%使用し、やまがた県産木材利用センターと協定書を締結したJAS認定合板工場が、センターが認定した事業者から納入された県産木材を他の材と混同しないように分別管理して製造した合板をいう。